

令和3年12月7日

防衛装備移転推進にむけての提言について

防衛産業は我が国の安全保障を支える基盤であり、防衛産業の維持強化は産業政策ではなく安全保障政策そのものとして国が責任をもって取り組むべきである。しかるに、近年、企業の撤退が相次ぐ等、その根幹が揺らいでいる。国内の調達のみで国内の防衛産業基盤を維持していくことが困難になりつつある状況の中で、海外市場にも活路を見いだしていくことは、防衛産業の競争力の維持・強化、すなわち安全保障政策の観点からも必要不可欠である。

さらに、防衛装備の海外移転（以下「防衛装備移転」）は、国際的な平和貢献のみならず、アジア等の友好国との防衛協力を通じ、「自由で開かれたインド太平洋」を実現する安全保障政策の一翼を担うものである。完成品以外でも、重要部品や装備品の修理・メンテナンス等による防衛装備移転は、相手国の防衛サプライチェーンへの貢献を通じ、我が国の戦略的不可欠性の向上に資するものである。

我が国は、2014年4月に、防衛装備移転三原則を策定し、防衛装備移転について、平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合、我が国の安全保障に資する場合等に認め得るものとされた。

これまで、政府は、防衛装備移転三原則の下、防衛装備移転に取り組んできているが、完成装備品の移転は、オーストラリア向け潜水艦の失注の後、フィリピンへの警戒管制レーダー1件に留まっている。国内の調達のみを考慮して開発された防衛装備品について、開発終了後に海外への移転を検討しても、相手国の求める価格、用途、性能に合致させることは困難である。

防衛装備品の海外への移転は、民間企業による積極的な取組が必要であるが、民間企業任せで進むものではない。移転の相手先は、安全保障政策の一環として意思決定を行う防衛当局である。価格、用途、性能等に加え、装備移転後の訓練サポートやメンテナンス体制を踏まえ、相手国との防衛協力全体も考慮に入れ、最終的に調達の判断が行われる。相手先が新興国等の場合には、装備移転の条件として、オフセット等のローカルコンテンツ条件が付され、一民間企業では到底対応できない。国際入札となれば、軍民一体で国策として装備品の輸出を進める欧米企業等が競争相手となる。競合国に負けない競争力を持った提案が可能となるよう、官民の体制構築、制度整備が必要である。特に、装備移転について経験の浅い我が国において、**国が前面に立ち、官民が総力を結集して進めていくべきである。**

また、部品供給や修理・メンテナンス等による防衛装備移転についても、我が国の持つ潜在力が十分に発揮された状況とは言い難い。特に、防衛装備移転三原則の運用において、機微性が低く、費消される部品にまで相手国に厳格な適正管理を求めることは、相手先から必要性を欠いた対応と見られ、潜在的な装備移転の機会を失っている。**我が国の戦略的不可欠性を高め、安全保障につなげていく観点から、防衛装備移転三原則の運用を見直すべきであ**

る。

以上踏まえ、防衛装備移転の実行体制を抜本的に強化し、官民が一体となり、国家戦略として防衛装備移転を推進することを提言する。今後、改訂が予定される国家安全保障戦略、防衛大綱等において、これらの提言が適切に明記されることを要望する。

- (1) 防衛産業の維持強化は、国家安全保障政策そのものであり、防衛産業の基盤強化に資する防衛装備移転は、国家安全保障政策として国が積極的に推進するべきである。
- (2) 防衛装備移転に関する推進体制の抜本強化
 - 政府内に防衛装備移転を強力に推進する司令塔の創設
 - 新たな官民連携体制・リスク分担の設計（日本版 FMS）
 - 実務を担う防衛装備庁の体制強化、現地大使館の機能強化（特に、民間企業からビジネスに精通する人材の積極受入れ・活用）
- (3) 装備品移転の競争力強化
 - 防衛装備品移転における国際競争力強化のための環境整備
- (4) 防衛装備移転三原則の運用見直し
 - 機微性が低く、相手国において費消される部品に係る相手国への適正管理要求の合理化
 - これまでの運用実績を踏まえた諸手続きの合理化・簡素化
- (5) 防衛装備研究開発予算の抜本的増加
 - 国際的にみても極めて低水準の防衛装備研究開発予算を抜本的に増強する
 - 防衛省が有益と認める技術開発をする企業の支援も可能とする
- (6) 特定防衛産業分野について競争入札から除外し、「大臣指示」の復活
 - 企業数が極めて少なく（例 艦船建造能力のある企業は2社のみ）、競争入札にゆだねることが防衛産業維持に資さない場合において、長期投資と産業維持が可能な入札方法を再検討する。

防衛装備海外移転勉強会

衆議院議員 和田義明

衆議院議員 築 和生

参議院議員 松川るい

参議院議員 佐藤 啓